

京都市告示第 409号

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第44条の規定により、屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を返還する日、時間及びその他の事項を次のとおり告示します。

平成19年3月23日

京都市長 榊本 頼兼

1 返還する日及び時間

平成19年3月29日 午後2時

2 返還の場所

京都市伏見区竹田田中川原町42番地

3 返還の対象となる屋外広告物等

平成19年3月6日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において、上記の場所に保管していることを公示した屋外広告物等

(都市計画局都市景観部風致保全課)